

工事請負契約書第 25 条第 5 項（単品スライド条項）における
コンクリート類の運用について

1. 対象工事材料の考え方

- ・コンクリート類の対象工事材料として、以下のものが想定される。
 - 1) レディーミクストコンクリート（生コン）
 - 2) セメント
 - 3) モルタル
 - 4) コンクリート混和材
 - 5) コンクリート用骨材
 - 6) コンクリート二次製品

2. 対象数量

- ・対象数量は、設計図書の数、設計数量、証明数量から以下により選定することとする。

1) 証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に数量の記載がある場合）

証明数量 < 設計図書の数	→ 当該材料は対象材料とならない
設計図書の数 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

- 注) 設計図書の数：設計図書(数量総括表や図面等)に記載されている数量
設計数量：設計図書の数にロスを加えた数量（積算上の数量）
証明数量：受注者から証明された数量

2) 証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に数量の記載がない場合）

証明数量 ≤ 設計数量	→ 対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→ 対象数量は設計数量

- 注) 設計数量：積算上の数量
証明数量：受注者から証明された数量

- ・設計数量（設計図書の数にロスを加えた数量または積算上の数量）の算出例については、次の通り。

（レディーミクストコンクリートの数量）

$$\text{設計量} \times (1 + \text{ロス率} \%)$$

※ロス率については、積算基準によることとする。

- ・また、施工パッケージ型積算基準を使用している場合の設計数量（設計図書の数量にロスを加えた数量）の算出例については、次の通り。

設計図書の数量 × (標準単価 × コンクリート構成比率 / 東京17区コンクリート単価)

- ・なお、発注者の設計数量は、積算システムを使用している場合は、機労材集計表も参考にすること。

3. 受注者への確認事項

・納品書・請求書・領収書等による証明が困難な場合は、社内書類等で確認。

- ・自社内での取引であったため、納品書、請求書、領収書等が存在しない場合は、それに変わる社内書類等で購入価格の証明を求める。

・工場渡しにて、購入した場合で、運搬費の証明が困難な場合には、計算式より算出。

- ・受注者からの証明は取引が工場渡しである場合は運搬費に要した金額を併せて証明（燃料油と同様）。運搬費用の算出が困難な場合には、燃料油と同様に計算式により算出することとする。ただし、物価資料（現着単価）と比較して安価の単価をスライド額算定に用いるものとする。

(参考)

- ・仮に情報公開により、単品スライドの証明資料について公開請求があった場合には、社内書類等も公開する方針である。

4. 単価（変動後の実勢価格の算定）

・実勢価格は、対象材料を搬入した月の翌月の物価資料の価格

- ・燃料油と同様、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。
- ・納入の概ね1ヶ月前以上に購入契約が完了しており、その結果が現場に搬入された月と同月の物価資料等に実勢価格として掲載されていることが明らかな場合は、対象材料を搬入した月と同月の物価資料の価格を実勢価格とする。